

第7章 岡山県地域生活支援事業の実施

1 基本的な考え方

都道府県が行う地域生活支援事業では、主に、専門性の高い相談支援や人材育成等の広域的な見地からの支援事業を行うこととされています。

多くの福祉サービスが含まれている市町村地域生活支援事業を含め、市町村で円滑なサービス提供が可能となるよう、また、障害のある人のニーズを踏まえた必要な事業の量と質が確保されるよう配慮しながら、岡山県地域生活支援事業を推進していきます。

また、市町村地域生活支援事業についても、障害のある人のニーズ等を踏まえ、必要なサービスが適切に提供されるよう、必要な助言等を行っていきます。

なお、地域生活支援事業は、地域の実情や状況に応じて柔軟な事業形態による事業運営が可能な事業とされています。このため、岡山県地域生活支援事業についても、施行の実情等も踏まえながら、新たなニーズ等への対応も可能となるよう、柔軟な事業運営を図っていきます。

2 主な事業の内容

岡山県地域生活支援事業としては、主として次の事業に取り組んでいきます。

(1) 専門性の高い相談支援事業

① 障害者就業・生活支援センターの運営

障害のある人の就業面と生活面のきめ細かいサポート（就業・生活相談や職場定着等）ができるよう、障害者就業・生活支援センターの運営等を行います。なお、全ての障害保健福祉圏域に1箇所ずつ、計3箇所のセンターを整備しています。

【目標】

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
3箇所	1,410人	3箇所	1,551人	3箇所	1,706人

②発達障害者支援センターの運営等

発達障害のある人に対する支援を総合的に行う地域の拠点として岡山市及び津山市に設置した発達障害者支援センターを中心に、専門的な相談支援や関係機関との連携強化等に努めます。

また、発達障害に対する理解促進のための普及啓発や支援に携わる人の研修を行うほか、市町村における発達障害のある人に対する支援体制の整備を促進していきます。

【目標】

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
2箇所	500人	2箇所	500人	2箇所	500人

③高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害のある人への支援を行うために支援拠点機関を指定し、相談支援コーディネーターを配置して、専門的な相談支援、関係機関の地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法に関する研修等を通じ、高次脳機能障害のある人に対する支援体制の整備及び適切な支援を行います。

【目標】

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
2箇所	170人	2箇所	170人	2箇所	170人

④障害児等療育支援事業

在宅の障害のある児童等の地域における生活を支えるため、市町村地域生活支援事業における相談支援事業との連携を図りながら、訪問による療育指導や専門的な療育指導等を行います。

(2) 広域的な支援事業

①24時間電話相談事業・ホステル事業

在宅の精神障害のある人やその家族の方々から、24時間、通年受付で生活相談など各種相談に応じるとともに、本人の意思又は事情により一時的に入所が必要な方、退院促進のために一時的に入所が必要な方に利用期間を限り、宿舎を提供します。

【目標】

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
1箇所	350人	1箇所	350人	1箇所	350人

②試験外泊事業

精神科病院に入院している退院可能な精神障害のあるが円滑に地域生活に移行できるよう、試験外泊事業を行います。

【目標】

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
1箇所	15人	1箇所	20人	1箇所	25人

(3) 各種人材の養成・資質向上

①障害程度区分認定調査員等の養成

円滑かつ適正に障害程度区分の判定等が行われるよう障害程度区分認定調査員や市町村審査会委員等に対する養成研修を実施します。

【目標】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害程度区分認定調査員	50人/年	50人/年	50人/年
市町村審査会委員	30人/年	30人/年	30人/年

②相談支援従事者の養成

円滑かつ適正に障害程度区分の判定等が行われるよう障害程度区分認定調査員や市町村審査会委員等に対する養成研修を実施します。

【目標】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
初任者研修	100人/年	100人/年	100人/年
現任研修	50人/年	50人/年	50人/年

③サービス管理責任者の養成

事業所や施設におけるサービスの質を確保するとともに、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等が適切に行われるよう、サービス管理責任者に対する養成研修を実施します。

【目標】

平成24年度	平成25年度	平成26年度
200人/年	200人/年	200人/年

④居宅介護従事者等の養成

居宅介護や行動援護サービス等が良質かつ適切に提供されるよう、居宅介護事業者等の研修事業者の指定や養成研修を実施します。

ア 居宅介護従事者

指定居宅介護等のサービスが良質かつ適切に提供されるよう、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第528号）」に規定する居宅介護従業者養成研修等について、「岡山県居宅介護従業者養成研修等事業者指定要綱」又は「岡山県障害者外出介護従業者養成研修認定要領」に基づき、研修事業者の指定を行います。

イ 行動援護従事者

行動援護サービスが良質かつ適切に提供されるよう、行動援護従事者の養成研修を実施します。

【目標】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
行動援護従事者	40人/年	40人/年	40人/年

⑤手話通訳者等の養成

障害のある人の自立と社会参加が十分に図られるよう、手話通訳者、盲ろう者通訳・ガイドヘルパー、手話奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員、要約筆記者、パソコンボランティア、音声機能障害者発声訓練指導者を養成するための研修を実施します。

【目標】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者	6人/年	6人/年	6人/年
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー	11人/年	11人/年	11人/年
手話奉仕員	32人/年	32人/年	32人/年
点訳奉仕員	8人/年	8人/年	8人/年
朗読奉仕員	15人/年	15人/年	15人/年
要約筆記者	35人/年	35人/年	35人/年
パソコンボランティア	18人/年	18人/年	18人/年
音声機能障害者発声訓練指導者	3人/年	3人/年	3人/年

⑥身体障害者・知的障害者相談員への研修

市町村が委託する身体障害者相談員や知的障害者相談員の相談対応能力の水準の向上が図られるよう、相談員に対する研修を実施します。

【目標】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者相談員	200人/年	200人/年	200人/年
知的障害者相談員	125人/年	125人/年	125人/年

(4) その他の事業

①社会参加促進事業の実施

ア 岡山県障害者社会参加推進センター

障害のある人の社会参加促進の拠点として岡山県障害者社会参加推進センターを運営し、障害者のくらしと権利相談事業、身体障害者福祉広報活動事業や障害者福祉活動推進事業等により、障害のある人の社会参加の促進を図ります。

【目標】

平成24年度	平成25年度	平成26年度
1箇所	1箇所	1箇所

イ スポーツ・レクリエーション教室等の開催

障害のある人がスポーツやレクリエーションに親しむことを体験できる機会を提供していきます。

【目標】

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
開催数	参加者数	開催数	参加者数	開催数	参加者数
64回程度	約1,000人	64回程度	約1,000人	64回程度	約1,000人

ウ 身体障害者補助犬の育成

障害のある人の行動範囲の拡大等、社会参加の促進を図るため、身体障害者補助犬を育成し、貸与します。

【目標】

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
育成頭数		育成頭数		育成頭数	
盲導犬、介助犬又は聴導犬 1頭		盲導犬、介助犬又は聴導犬 1頭		盲導犬、介助犬又は聴導犬 1頭	

エ 移動支援事業者情報提供事業

重度の視覚障害のある人が、都道府県・指定都市間を移動する場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの紹介・斡旋・情報提供を行います。

【目標】

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
1箇所	9人	1箇所	9人	1箇所	9人

②生活訓練等の実施

ア 自立支援拠点活動支援事業

視覚障害のある人・聴覚障害のある人の福祉増進や自立支援を行う拠点として設置されている岡山県視覚障害者センターや岡山県聴覚障害者センターを中心として、障害のある人の生活に必要な各種講習会等を行います。

【目標】

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
受講者数		受講者数		受講者数	
13人/回		13人/回		13人/回	

イ オストメイト社会適応訓練

オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）に対して、日常生活上必要な装具の使用方法等についての訓練・指導を行います。

【目標】

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
11回	25人/回	11回	25人/回	11回	25人/回

ウ 音声機能障害者発声訓練

疾病等により喉頭を摘出して音声機能を喪失した人に対して、発声訓練を行います。

【目標】

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
36回	35人/回	36回	35人/回	36回	35人/回

③情報支援等の実施

ア 手話通訳者設置事業

岡山県聴覚障害者センターに手話通訳者2名を配置し、会議等の通訳を行うとともに、聴覚障害のある人の各種相談に対応するなど、コミュニケーション支援に努めます。

【目標】

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
箇所数	活動件数	箇所数	活動件数	箇所数	活動件数
1箇所	210件/年	1箇所	210件/年	1箇所	210件/年

イ 字幕入り映像ビデオライブラリー事業

テレビ番組等に字幕、手話を挿入したビデオカセットテープ（またはDVD）を貸し出し、聴覚障害のある人への情報提供に努めます。

【目標】

平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規利用登録者数	新規利用登録者数	新規利用登録者数
70人/年	70人/年	70人/年

ウ 点字による即時情報ネットワーク事業

点字によらなければ、日常生活に必要な情報を得られない視覚障害のある人に対して、点訳化された情報を迅速に提供することで社会参加を促進します。

【目標】

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
箇所数	登録者数	箇所数	登録者数	箇所数	登録者数
1箇所	25人/年	1箇所	25人/年	1箇所	25人/年

エ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう通訳・ガイドヘルパーを派遣し、視覚と聴覚に重複して障害のある人の社会参加を促進します。

【目標】

平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用登録者数	利用登録者数	利用登録者数
12人/年	12人/年	12人/年

④障害者IT総合推進事業の実施

ア 障害者ITサポートセンター運営事業

障害のある人の在宅就労やITの利用促進を図る拠点として障害者ITサポートセンターおかやまを運営し、IT利用に関する総合的な相談等に応じます。

【目標】

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
1箇所	1,250人/年	1箇所	1,250人/年	1箇所	1,250人/年

イ 重度障害者在宅就労促進特別事業

在宅の重度の障害のある人に対して、情報機器やインターネット等を活用し、在宅で就労するための訓練等の支援を行うバーチャル工房おかやまを運営します。

【目標】

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
1箇所	14人/年	1箇所	14人/年	1箇所	14件/年

ウ パソコンボランティアの派遣等

障害のある人のパソコン使用に際し、その操作方法等についてサポートを行うパソコンボランティアを養成し、障害のある人からの要請に応じて派遣します。

【目標】

平成24年度	平成25年度	平成26年度
派遣数	派遣数	派遣数
21人/年	21人/年	21人/年

参考資料 7 市町村地域生活支援事業の概要

県で直接実施する事業のほか、障害のある人にとって最も身近な自治体である市町村において、県と連携しながら、以下の事業を実施しています。

①相談支援事業

- ・ 障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の支援を行います。
- ・ また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を図ります。

②成年後見制度利用支援事業

- ・ 障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ります。

③コミュニケーション支援事業

- ・ 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者、要約筆記者等の派遣などを行います。

④日常生活用具給付等事業

- ・ 重度の障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。

⑤移動支援事業

- ・ 屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。

⑥地域活動支援センター

- ・ 障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動を行う場の提供、社会との交流の促進等を行います。

⑦その他の事業

- ・ 市町村の判断により、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができます。

例：福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業 等